

通達甲（副監. 刑. 総. 指）第8号  
平成21年3月31日  

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官  
各 殿  
所属 長

副 総 監

被疑者取調べ承認実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、被疑者取調べ承認実施要綱を制定し、平成21年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

記

#### 第1 制定の趣旨

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第3条第2項の規定にいう承認の手続を明確にしてその適正な運用を図り、もって取調べの一層の適正を図ろうとするものである。

#### 第2 制定の要点

- 1 承認を必要とする取調べを明示したほか、「被疑者取調べ承認願」の様式を設けた。
- 2 主管部長指揮事件における被疑者取調べの承認について、主管部長は、特定の場合を除き、本部事件主管課長に被疑者取調べの承認をさせることができることとした。
- 3 事前の承認があったものとみなされる被疑者取調べについて明示した。

別添

## 被疑者取調べ承認実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第168条第3項後段に規定する承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

被疑者取調べについては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、犯罪捜査規範実施細目（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．総．指）第6号。以下「実施細目」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 取調べ室 警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいう。
- 2 取調べ室に準ずる場所 一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室等をいう。
- 3 被疑者取調べ 取調べ室又は取調べ室に準ずる場所において警察官が被疑者を取り調べることをいう。
- 4 夜間取調べ 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うことをいう。
- 5 長時間取調べ 休憩時間を除き、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うことをいう。
- 6 警察署課長 警察署の事件を主管する課の長（島部警察署にあつては次長）をいう。
- 7 本部所属長 警視庁本部の事件を主管する所属の長をいう。
- 8 承認者 署長指揮事件（実施細目第19条関係の1に規定する署長指揮事件をいう。以下同じ。）については警察署課長、主管部長指揮事件（実施細目第19条関係の2に規定する主管部長指揮事件をいう。以下同じ。）については本部所属長をいう。
- 9 指揮者 署長指揮事件については警察署長、主管部長指揮事件については主管部長をいう。

### 第4 承認を必要とする被疑者取調べ

#### 1 承認の対象及び方法

事件を担当する警部補（事件を担当する警部補が不在の場合は、事件を担当する捜査員。以下「事件担当警部補等」という。）は、夜間取調べ又は長時間取調べを行おうとする場合は、当該夜間取調べ又は長時間取調べを行うことについて、事前に別記様式の「被疑者取調べ承認願」（以下「承認願」という。）により、承認者の承認を受けるものとする。ただし、承認願により承認を受けるいとまがないときは、電話等により承認を受け、承認願に電話等により承認を受けた旨を記載の上、事後速やかに承認者の確認を受けるものとする。

## 2 承認の判断

承認者は、前1に規定する承認に当たっては、個別の事案ごとに、次の事項を総合的に勘案して、被疑者取調べの必要性、合理性及び妥当性を判断しなければならない。

この場合において、特に慎重な判断を要すると認められるときは、指揮者の指揮を受けた上で、承認するものとする。

- (1) 事案の概要及び社会的反響
- (2) 被疑者取調べその他の捜査の進捗状況
- (3) 被疑者の年齢、性別、健康状態、性格、境遇その他の事情

## 第5 類型的事前承認

次に掲げる被疑者取調べについては、その必要性、合理性等から類型的に事前の承認を与えておくことが可能であるものとして、前第4の規定にかかわらず、承認者の事前の承認があったものとみなして、取り扱うものとする。この場合において、事件担当警部補等は、実施細目別記様式第6号の「被疑者取扱簿」又はこれに類する書類の所定の欄に必要事項を記載するものとする。

- (1) 誘拐事件、逮捕監禁事件等において、個人の生命及び身体に対する急迫不正の侵害が合理的に認められる場合に行われる夜間取調べ又は長時間取調べ
- (2) 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日の午前5時までの間に被疑者が判明した事件について、被疑者を任意同行し、又は現行犯逮捕し、緊急逮捕し、若しくは逮捕状を緊急執行して行われる夜間取調べ
- (3) 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日の午前5時までの間に、追跡中の被疑者（当該被疑者が具体的に特定されている場合に限る。）の身柄を確保して行われる夜間取調べ

## 第6 留意事項

### 1 捜査指揮

前記第4の承認は、捜査指揮の一環として行われるものであり、捜査幹部の責任において行われるものであることに留意するものとする。

### 2 承認手続の範囲

本要綱に基づく承認の手続は、逮捕又は勾留中の被疑者取調べに限らず、任意捜査中の被疑者取調べにおいても必要となることに留意するものとする。

### 3 簿冊の備付け

承認願は、専用の簿冊を備え付けて事件別に編てつし、本部所属においては庶務を担当する課長代理又はこれを担当する者が、警察署においては各事件主管課長がそれぞれ保管するものとする。

### 4 報告

前第5に掲げる被疑者取調べに該当しないにもかかわらず、承認者の承認を受けることなく夜間取調べ又は長時間取調べが行われたことが判明した場合は、署長指揮事件については警察署長が、主管部長指揮事件については本部所属長がその状況を速やかに主管部長（次表に掲げる担当課（係）経由）に報告するものとする。

主管部長	担当課（係）
交通部長	交通総務課（法令係）
地域部長	地域指導課（捜査指導第二係）
公安部長	公安総務課（公安法令係）
刑事部長	刑事総務課（刑事指導第二係）
生活安全部長	生活安全総務課（生活安全指導第一係）
組織犯罪対策部長	組織犯罪対策総務課（組織犯罪対策指導係）

注 刑事部以外の所属の長にあつては、主管部長への報告のほか、刑事総務課長（刑事指導第二係経由）にも併せて通知するものとする。

年 月 日

課・係  
階 級  
氏 名

被疑者取調べ承認願

犯罪捜査規範第168条第3項後段に規定する被疑者取調べを次のとおり実施したいので、御承認を賜りたい。

記

罪 名 (罰 条)			
取調べ場所			
被 疑 者	ふりがな 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	年 齢	年 月 日生 ( 歳)	
	身柄拘束 の有 無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 逮捕年月日 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 現行)	
	健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/>	境遇等
承 認 を 受 け る 取 調 べ	<input type="checkbox"/> 夜間取調べ (午後10時から翌午前5時までの間) <input type="checkbox"/> 長時間取調べ (1日8時間以上)		
	月 日 午前・後 時 分頃から 月 日 午前・後 時 分頃まで 休憩時間 時間 分 通算 時間 分		
理 由			
承 認 者 指 揮 事 項			
承 認 日 時	月 日 午前・後 時 分 ( <input type="checkbox"/> 電話等による承認)		
特 記 事 項			

注1 該当する□にレ印を付すること。

2 承認者指揮事項欄及び承認日時欄は、承認者が記載すること。ただし、電話等により承認を受けた場合は、作成者が記載し、事後、承認者の確認を受けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。